な問題を，いつか分らない将来に先送りするための方便となっているのである。

格納容器は大丈夫か？

「ソ連原発にはなかった格納容器」と，推進派が自慢種にしている格納容器が，暴走事故に対してももちろんのこと，スリーマイル島事故程度の水素爆発にも耐えられないのではないか，という疑問が推進派内にも出てきている。日本経済新聞の上述の記事も，その一つの動きである。ところが最終報告書は，この重要な問題に対しても，次のような官僚用語をちりばめた結論をかかげている。

格納容器は「製作時の設計条件を超える圧力，温度に対しても，かなりの耐力を有する」し，「現在安全評価において用いられている値を相当上回る大量の水素発生時にも，その機能が維持できると考えられる」と。

この文中の「かなり」や「相当」というのが，どの程度を指すのかは分らないし，このような結論がどのような証拠資料から導き出されたのかということも，もちろん，不明なままである。

もっとも気がとめるのか，次のような，おまけの文章をつけてごまかしている。

「格納容器の機能について従来から綿密かつ慎重な検討が進められてきたところであり，この検討を一層拡充すべきである」と。またしても懸案事項の先送りである。

避難範囲をどうするのか？

チェルノブイリ事故では，原発から３０キロメートル，場所によってはそれ以上の範囲の住民が避難させられた。だから各地の住民から，現行の防災計画にある８～１０キロメートルの避難範囲では問題にならないし，範囲を広げても避難は可能なのか，という深刻な疑問が出されてきていた。

最終報告書は，この重大な疑問も，次のように，あっさりと切り捨てている。

「我が国の原子力発電所においては，前章までにおいて述べたとおり，これと同様な事態になることは極めて考え難いことであり，我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた現行の防災対策及び防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については基本的に変更する必要はないと考える」と。

「前章まで」のどこを探しても「極めて考え難いこと」といった表現は見当らず，ただあったとすると，前述の１次報告書の「あとがき」だけである。つまり「あんな事故は起るはずはない」という思い込みだけで切り捨てたのである。スリーマイル島事故のあとのソ連規制当局と同じように。この結論は，「大事故は起らぬ」と信じ，住民抜きの防災訓練さえやろうとしない福田伊方町長を勇気ずけることであろう。

会計報告（87. 5/1～5/31）

収入		
	会　費	32,000
	ニュース購読料	52,500
	カンパ	1,000
	コピー代金	21,800
	計	107,300
支出		
	ニュース印刷代	25,000
	振替手数料	300
	郵送料	8,960
	ゼロックス・リース料	14,300
	計	48,560
差引		58,740
積立金合計		1,102,089

伊方訴訟ニュース

第166号
1987年6月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満4—9—15 第一神明ビル
藤田法律事務所 ☎06—363—2112 口座大阪3--48780

伊方１号炉

使用済燃料の搬出を強行

八西協と労組が抗議行動

伊方原発の専用岸壁から，６月１日，１号炉の使用済燃料集合体１５体が積み出された。今回で１４回目の搬出になるが，とくにチェルノブイリ以後は，住民や漁民，それに水産加工業者の間に，莫大な放射能が海上を通過することについての不安が高まってきている。

宇和海沿岸の全漁協は反対を決議しており，四電の諒解工作にもかかわらず，その姿勢を崩していない。

そうした情況下での強行搬出に対し，伊方原発反対八西連絡協議会の代表８人は，伊方原発に抗議のために訪れ，第一ゲート前で，下記の抗議文を手渡して不当な行為を追及した。応対に出た総務課長は，「事故が起きたら，各段階に応じた対策を行うことになっている」と，居直りの姿勢を示した。

なお，八幡浜地区労と社会党支部の代表約１５名も，同じように抗議文を手渡した。

抗　議　文

伊方原発が搬出しようとしている核燃料の中には，プルトニュウムやストロンチュウムという史上最悪の猛毒の放射能物質が多量に含まれており，危険このうえないものである。万一，搬出中に事故でも起きれば，瀬戸内海や豊後水道，宇和海は，放射能に侵され，二度と漁業が出来なくなり，沿岸の我々住民や漁民の生活は破壊される。

放射能を運送中のフェリーが沈没した事故は，すでにフランスで起きており，その被害の重大さは，まだ我々の記憶に生々しい。万一，宇和海が放射能に侵されれば，魚ばかりでなく，その被害は漁師，かまぼこ業者，海産物業者，加工業者などにまでいたり，この地方の経済生活が破たんするのは目に見えている。

放射能が海に入れば，瀬戸内海や宇和海は，二度と我々に，海の幸を恵むことはないであろう。

海は何百年もの間，我々に海の幸を恵み，我々の生活を支えてきてくれた。今後も何百年，いや何千年もの間，我々の生活を支えてくれるはずである。そうした海を守るため，原発の核燃料の通行に強く抗議する。

それは我々の生活や生命を守るためである。

伊方原発の核燃料の海上輸送の反対は，何も我々だけではない。宇和海沿岸の漁協組合が，こぞって反対の声をあげているのをはじめ，八西地域の水産加工業者らの中にも，強

い反対の声がある。

にもかかわらず，貴四国電力は核燃料の搬出を強行しているが，これは我々や漁民，水産加工業者らの生活や生命を軽視した行為といわざるを得ない。けっして許すことが出来ない。

１９８７年６月１日

伊方原発反対八西連絡協議会

四国電力社長　佐藤忠義殿

ソ連原発事故調査報告書を公表
「学ぶべき教訓なし」で幕引きの役割

居直りの結論

原子力安全委員会がチェルノブイリ原発事故の直後に組織した「ソ連原子力発電所事故特別調査委員会」（以下調査委員会と略）は，５月２８日，原子力安全委員会に提出する最終報告書を公表した。その結論は，すでに新聞等で報道されたように，「ソ連の事故から学ぶ教訓はない」との居直りの姿勢を鮮明にしたもので，次のように書かれている。

「我が国の原子力発電所の安全性が，現状においても十分に確保されていることから，今回の事故に関連して，現行の安全規制やその慣行を早急に改める必要のあるものは見出されず，また，防災対策についても，我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないとの結論を得た」と。

委員会内の異論を圧殺？

今回の最終報告書の結論は，昨年９月に公表された「１次報告書」の結論から予想されていた。すなわち「１次報告書」の「あとがき」に，報告書の内容と何の連脈もないままに「ソ連事故が我が国では考えられ難い事故であったことがほぼ明らかになった」との文章が書かれていたからである。

ただ，今回の発表が注目されていたのは，発表の約１０日前の５月１７日の日本経済新聞に，次のような主旨の記事が掲載されていたからである。

「政府や電力業界はこれまで，日本の原子炉では炉心溶融などの過酷な事故は起こらないと説明してきていたが，調査委員会は，こうした受け止め方に修正を求め，そうした最悪の事故に対して，格納容器にガス抜きの安全弁を設ける改良を施す必要がある，との見解を最終報告書にまとめた」と。

よく知られているように，伊方１号炉訴訟の松山地裁法廷で，現在は原子力安全委員になっている内田秀雄氏が，「仮想事故でも，炉心は溶けない」と証言し，住民弁護団から厳しい追及を受けた。

その苦境を救って柏木判決は，「仮想事故でも炉心が溶けるまでのことを立地審査指針は求めておらず，炉心が溶けた後にどうなるといったことまで審査する必要はない」と，迷判断を下した。この判決は国側を助けたが，同時に，「炉心溶融事故」について，まともな検討がやりにくい制約を国側にもたらした。

だから，上述の日本経済新聞の記事が正しいとすると，調査委員会はこれまでのタブーを破って，炉心溶融も起こり得るとの，まともな意見を出したことになる。もちろん，それは伊方判決の破たんを意味することにもなる。最終報告書の発表が注目された所以である。

しかし最終報告書には，上記の記事にあったような見解は，全く見当らない。その経緯は，もちろん，不明である。ただ，６月３日に柏崎などの住民代表が科学技術庁に抗議行動した際，応対に出た職員が，「格納容器のガス抜きを視察するため調査委員会が調査団を欧州に派遣したが，結論は最終報告書のようになった」と答えたとのことである。まともな意見が圧殺された，としか思えない。

「教訓なし」のカラクリ

最終報告書はＡ４版で１４５頁のものであるが，その３分の２は，ソ連事故の経過や原因をまとめた第Ⅰ部である。その内容は，ほとんどがソ連政府の報告書の焼き直しで，多くの図表がソ連報告書などから引用して掲載されている。ところが肝心の第Ⅱ部「我が国の現状」は，全体の３分の１以下の分量で，説明のための表が二つあるだけで，あとは，安全審査報告書や国側準備書面でおなじみの，官僚用語で綴られた文章スタイルである。

その第Ⅱ部を受けて第Ⅲ部「結論」には，さきに引用した文章が掲載されている。第Ⅱ部で，どういうカラクリで，「教訓なし」の結論が導き出されているかを，主な項目について紹介しておこう。

想定事故は妥当なのか？

現在の安全審査では，大別して，２種類の想定事故が採用されている。その一つは，いわゆる「事故解析」に使われている一群の事故である。それらは「設計基準事故」とも呼ばれており，原発の重要な部分が設計基準を満しているかどうかを判断するための事故とされている。

もう一つの種類の想定事故は，立地の妥当性を判断するために想定するとされている事故で，よく知られているように「最悪の場合には起こるかもしれない」と定義されている「重大事故」と，「技術的見地からは起こるとは考えられない」とされている「仮想事故」とがある。

そうしたことを認めた上で最終報告書は，次のように結論している。

「検討を行ったが，現在の想定事象の選定，解析条件及び判断基準は，事故の拡大防止の見地からも妥当であると判断される」と。

ところが，どんな検討をやったのか，またどんな証拠に基いて妥当と判断したのかなど，一切不明のまま，といった有様である。

そうしておいて，「シビアアクシデント」の検討経過が，ごく大雑把に述べられている。これは「過酷事故」と訳されている事故であるが，最終報告書にはカタカナ名で登場している。そのことでも分るように，どうやら調査委員会内でも，はっきりした定義をきめることができなかったような事故で，これまで安全審査で想定されてきた事故とどういう関係になるのかも報告書には書かれていない。

結局，「事故が，ある程度，設計基準事故の範囲を越えても，これに対処できるどれだけの余裕を持っているかを定量的に把握することは極めて重要であり，今後とも，シビアアクシデントに関する研究を一層推進する必要がある」と，さも殊勝らしく謳いあげている。

しかしこのことは，実は，「炉心は溶けず格納容器も無傷のまま」という「仮想事故」のご都合主義の筋書きをそのままにし，厄介